東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報〈平成24年8月20日(月)分〉

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年8月20日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。 なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

- 1. G I グレード 0件
- 2. G II グレード 0件
- 3. GⅢグレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	4号機	エリア放射線モニタ(チャンネル15~28)用記録計の印字ヘッド汚れを確認した。当該印字ヘッドを点検・修理。	
2	4号機	エリア放射線モニタ(チャンネル29~42)用記録計の印字ヘッド汚れを確認した。当該印字ヘッドを点検・修理。	
3	5号機	中性子源領域モニタ(D)の定例試験時にモードスイッチを切替えた際、指示下限位置のまま指針が固着することを確認した。当該モニタを点検・修理。	
4	6号機	直流125∨区分Ⅲバッテリー室のアイシャワー配管に詰まりを確認した。当該配管を点検・清掃。	
5	その他	モニタリングポストNo. 7用局舎内エアコンの動作不良を確認した。当該エアコンを点検・修理。	